

岩手県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第857号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 奥州市前沢区字五十人町地内
- （2） 実施した期間 平成24年12月6日から平成25年3月8日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 2（1） 実施した地域 宮古市佐原二丁目、佐原三丁目、佐原四丁目及び日の出町
- （2） 実施した期間 平成24年12月6日から平成25年3月8日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）